

諮詢番号：令和6年度諮詢第5号

答申番号：令和6年度答申第10号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和6年1月5日、神戸市北福祉事務所長（北神区役所扱）（以下「処分庁」という。）に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条の規定に基づき、片手駆動型車椅子の購入に係る補装具費の支給を申請事項とする同日付け補装具費（購入）支給申請書を提出した（以下「本件申請」という。）。
- 2 処分庁は、神戸市障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）に対し、補装具費支給の要否について判定を依頼したところ、更生相談所は、令和6年1月9日、処分庁に対し、審査請求人の病状に係る医学的意見（判定）書（以下「本件意見書」という。）の提出を求めた。
- 3 処分庁は、令和6年1月12日、審査請求人から本件意見書の提出を受け、同月16日、更生相談所に対し、本件意見書を添付の上、改めて判定を依頼した。
- 4 処分庁は、令和6年3月7日、更生相談所から、本件申請に係る補装具について、必要と認めない旨が記載された同月5日付け□神□第□号補装具判定書（以下「本件判定書」という。）を受理した。

5 処分庁は、令和6年3月13日、本件判定書の内容を踏まえ、本件申請を却下する旨を決定し、審査請求人に対し、同日付け□神□□号却下決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により通知した（以下「本件処分」という。）。

6 審査請求人は、令和6年4月14日、本件処分を取り消す、との裁決を求める審査請求をした。

7 処分庁は、本件審査請求の審理手続において、令和6年8月8日付け「審査請求に係る回答及び関係書類の提出について」により、本件処分通知書に記載していた処分理由の差替えをした。

第3 審査関係人の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分は下記の理由から不当。

「却下の理由」にある「支給対象となる補装具の個数は原則として1種目につき1個」に対して、本件申請の「片手駆動型車椅子」は家庭内生活における「座位保持装置」として使用するものであり、同じく（補足）として記載されている却下理由には相当しないと思料する。

本件については、別件の申請と併せて判定機関である更生相談所との面談を経て決定することとなっていたが、その機会も与えられず一方的に却下されるのは、「申請者の状況を総合的に勘案して支給決定」がされているとはいえない。

2 審査庁の見解

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件処分は、本件処分通知書に記載された処分理由は適切ではないも

のの、差替後の処分理由によれば違法ではなく、不当であるともいえないことから、本件審査請求は棄却することが相当である。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分通知書には、却下の理由として「補装具費支給事務取扱指針」（平成30年3月23日付障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙。令和6年3月29日付障発0329第37号・こ支障第103号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長・こども家庭庁支援局長連名通知による改正前のもの。以下「本件取扱指針」という。）の規定が引用されているところ、本件取扱指針は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的助言であり、それ自体が本件処分の根拠となり得るものではない。神戸市保健福祉局長（当時）は、本件取扱指針を踏まえて「神戸市補装具費支給要綱」（平成18年10月1日神戸市保健福祉局長決定。令和6年4月1日改正前のもの。以下「本件要綱」という。）を制定し、本件要綱第3条第3項では補装具費の支給対象となる補装具の個数は「原則として1種目につき1個」と定めていることから、本件処分に適用されたのは、本件要綱第3条第3項と解される。

補装具の「種目」は、法第5条第25項に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号、令和5年3月31日厚生労働省告示第140号による改正後・令和6年3月15日こども家庭庁告示・厚生労働省告示第2号による改正前のもの。以下「本件基準」という。）において、「義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置」とされている。これによれば、「車椅子」と「電動車椅子」は別個の補装具として記載されており、「種目」は異なることになるため、電動車椅子に関する補装具費

の支給を既に行っていても、それと異なる「種目」である「車椅子」に関する補装具費の支給を行うことは「原則として 1 種目につき 1 個」に反することにはならず、本件要綱第 3 条第 3 項を理由として支給を行わないこととすることはできない。

(2) しかしながら、「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」(平成 30 年 3 月 23 日付障発 0323 第 32 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙。令和 6 年 4 月 30 日付障発 0430 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知による廃止前のもの。以下「電動車椅子取扱要領」という。) 第 2. 1 (1)アでは、電動車椅子に関する補装具費の支給要件を、「電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できないもの」と定めている。これによれば、既に電動車椅子に関する補装具費の支給を受けている審査請求人については、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できないと認定されていることになり、普通型車椅子では歩行機能を代替することはできることになるし、審査請求人自身も普通型車椅子を「座位保持装置」として使用すると主張していることからして、審査請求人には、普通型車椅子に関する補装具費の支給を行う必要性は認められないことになる。

したがって、審査請求人について普通型車椅子に関する補装具費の支給申請を却下した本件処分は、当該補装具費の給付の必要性を欠いていることによって適法であったことになるし、不当であったともいえないのである。

(3) 普通型車椅子によって歩行機能を代替することができず、補装具費の給付の必要性が認められないとする処分理由は、令和 6 年 8 月 8 日付け回答で主張されたものであり、処分庁が当初に主張していた「1 種目について 1 個」という処分理由とは異なるものである。処分庁は本件審査請求において処分理由を差し替えたことになる。

処分理由の差替えについては、一旦本件処分通知書に記載した以上はその内容をその後に変更することはできないと解する法令上の根

拠は見当たらない上に、処分理由の差替えを認めずに本件処分を取り消すことになると、その後に差替後の理由によって再度却下処分が行われることになると考えられ、紛争が長期化するだけである。また、電動車椅子取扱要領が定める電動車椅子に関する補装具費の支給要件からすれば、電動車椅子と普通型車椅子の両方について必要性を認めて補装具費を支給できることにはならず、電動車椅子と普通型車椅子のいずれか一方についてしか補装具費を支給できないことになるため、「1種目につき1個」という表現であっても、審査請求人に想定外の不利益が生じるとは解されない。

これらの事情によれば、本件審査請求において、差替後の処分理由に基づいて本件処分の違法性を検討することは法的に可能であると考えられ、差替後の処分理由によれば、前述のとおり、本件処分は適法であり不当であったとはいえない。

(4) 審査請求人は、更生相談所との面談の機会が与えられなかつたと主張する。本件要綱第6条第1項は、車いすに関する支給申請を受理したときは、更生相談所による判定に基づいて決定すると定めているだけであつて、更生相談所が決定を行うにあたつて申請者と面談しなければならないことまでは定めていはない。また、本件では、電動車椅子取扱要領における電動車椅子に関する支給要件の定め方からして、電動車椅子と普通型車椅子の双方について補装具費の支給を行う必要性が認められることにはならず、電動車椅子について既に補装具費の支給が行われていることから、普通型車椅子については支給対象外となり、この結論は更生相談所との面談を行つても変わるものではない。

したがつて、審査請求人が更生相談所と面談を行つていないことをもつて本件処分が違法又は不当とするることはできない。

第5 調査審議の経過

令和6年10月28日 第1回審議

令和 6 年 11 月 18 日 第 2 回審議

令和 6 年 12 月 23 日 第 3 回審議

令和 7 年 1 月 24 日 第 4 回審議

第 6 審査会の判断

1 処分庁が適用した規範等

法第 76 条第 1 項は、補装具費の支給について、市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合、当該申請に係る障害者等の状態からみて必要であると認めるときは、補装具費を支給することを規定している。

また、本件基準の「1」において、車椅子と電動車椅子が別の種目として記載されており、電動車椅子取扱要領第 2. 1 (1)アにおいて、電動車椅子に係る補装具費の支給基準として「車椅子によらなければ歩行機能を代替できないもの」を対象者とする旨が規定されている。

さらに、本件取扱指針を受けて制定された本件要綱第 3 条第 3 項において、補装具費の支給対象となる補装具の個数が「原則として 1 種目につき 1 個」である旨が、第 6 条第 1 項において、補装具費支給決定に係る更生相談所の判定に関する事項が規定されている。

2 処分庁の適用した規範の合理性及び適切性

本件基準、電動車椅子取扱要領及び本件取扱指針は厚生労働省が、法の目的及び理念に則り、専門的知識や長年にわたり蓄積してきた経験に基づき作成したものであるところ、その内容面において、特段、不合理又は不適切な点は見当たらない。また、本件要綱についても、本件取扱指針を踏まえて制定されたものであるところ、その内容面において、特段、不合理又は不適切な点は見当たらない。さらに、審査請求人からも、本件審査請求手続の中で、本件基準、電動車椅子取扱要領、本件取扱指針及び本件要綱の内容の不合理性又は不適切性について具体的な主張がなされているわけではない。そうである以上、これらの規範の内

容は不合理又は不適切とはいえず、特段の事情がなければ、これに従つて判断することが相当である。

3 本件処分の適法性

上記1において示した規範等に照らして判断するところ、当審査会としても、本件申請を却下した処分庁の決定は不合理であるとは言えない、と判断した。理由については、第4-2記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は本件申請に係る片手駆動型車椅子は家屋内生活における座位保持装置として使用する旨を主張するが、仮にそうであれば、別途座位保持措置を対象として申請をすればよいのであり、かかる主張は上記判断には影響しない。

5 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会長 水谷恭子

委員 興津征雄

委員 大原雅之

委員 西上治